

# - 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
公布年月日・番号 平成 12 年 12 月 22 日・東京都条例第 215 号

## 第 1 概要

都市・生活型公害の拡大、地球環境問題、有害な化学物質など、今日的な環境問題に適切に対応するとともに、工場等に対する規制の強化を図るため、東京都公害防止条例（昭和 44 年東京都条例第 97 号）の全部を改正する。

主要な項目は、次のとおりである。

1 自動車公害対策の充実を図る。（第 28 条～第 67 条、第 152 条関係）

(1) 排出ガス対策の強化

ア 知事は、粒子状物質による都内の大気汚染の深刻な状況にかんがみ、自動車から排出される粒子状物質の量に関する許容限度（以下「粒子状物質排出基準」という。）を定める。

イ 自動車の運行責任者は、貨物又は人の運送の用に供するディーゼル車（以下「特定自動車」という。）で粒子状物質排出基準を超えて粒子状物質を排出する自動車を運行し、又は運行させてはならないこととする。ただし、新車登録を受けた日から 7 年間は適用除外とする。

ウ 知事は、粒子状物質排出基準に適合しない特定自動車都内において運行されていると認めるときは、運行禁止を命ずることができる。

エ 知事が指定する粒子状物質減少装置を装着した特定自動車は、粒子状物質排出基準に適合する自動車とみなす。

- (2) 規則で定める台数以上の自動車の使用者（以下「特定事業者」という。）は、自動車環境管理計画書及びその実績報告書を知事に提出しなければならないこととする。
  - (3) 規則で定める台数以上の自動車の使用者（自動車の賃貸等を業とする者は所有者）は、低公害車を規則で定める割合以上としなければならないこととする。
  - (4) 運行責任者及び建設作業機械等を事業の用に供する者は、排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料として規則で定めるものを都内において使用してはならないものとする。
  - (5) 自動車等の運転者は、駐車又は停車をするときは、原動機の停止（アイドリング・ストップ）を行わなければならないこととする。
  - (6) 専ら立入検査等に当たる職員を自動車公害監察員と称する。
- 2 新たに環境への負荷の低減の取組について定める。（第6条～第27条関係）
- (1) 事業活動における環境への負荷の低減  
（例）温室効果ガスの排出量が相当程度多い事業所として規則で定めるものの設置者は、知事が定める指針に基づき、地球温暖化対策に関する計画書を作成し、知事に提出しなければならないこととする。
  - (2) フルオロカーボンの管理  
（例）フルオロカーボンを使用している機器を廃棄しようとする者は、規則で定めるフルオロカーボンを大気中に排出し、又は漏出させないように回収した上で、燃焼等の方法で分解処理しなければならないこととする。
  - (3) 建築物に係る環境配慮の措置  
（例）規則で定める規模の建築物の新築等をしようとする者は、知事が定める指針に基づき、適切な環境への配慮のための措置を講じなければならないこととする。
- 3 工場公害対策の強化を図る。（第68条～第122条関係）

- (1) 化学物質の適正管理義務の新設  
(例) 工場又は指定作業場の設置者で規則で定める化学物質を一定量以上取り扱う者は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の化学物質ごとの使用量、出荷量等の把握を行い、知事に報告しなければならないこととする。
  - (2) 土壌及び地下水の汚染の防止義務の新設  
(例) 知事は、工場又は指定作業場の設置者で有害物質を取り扱う者が、有害物質により土壌を汚染したことにより、大気又は地下水の汚染を生じ、かつ、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、当該敷地内の汚染土壌の処理を命ずることができる。
- 4 特定行為に対する規制の強化を図る。(第 123 条～第 145 条関係)
- (1) ダイオキシン類対策の強化  
(例) 何人も、廃棄物等を焼却するときは、法令で定めるものの以外の小規模焼却炉を用いて焼却してはならないこととする。
  - (2) 地下水揚水規制の強化  
(例) 地下水の揚水施設について、新たに吐出口の断面積が 6 平方センチメートル以下の小規模なものを規制対象とする。
  - (3) 小型の船舶から排出されるし尿の適正処理義務の新設  
(例) 船内で飲食を供する定員 10 人以上 100 人未満の船舶の所有者等は、規則で定める水域内でし尿を無処理で船外に排出してはならないこととする。
  - (4) 深夜営業騒音の規制対象の拡大  
(例) 住居地域等での深夜営業等に係る騒音規制の対象に、売場面積が 250 平方メートル以上の小売業を追加する。
- 5 公表(第 156 条関係)

(例) 地球温暖化対策計画書、建築物環境計画書等を提出せず、かつ、正当な理由なく、知事の勧告に従わない者について、知事は、その旨を公表することができる。

6 罰則(第158条～第165条関係)

(例) 50万円以下の罰金 特定自動車の運行禁止命令に従わない者

## 第2 施行期日

平成13年4月1日

ただし、1(1)については平成15年10月1日

2(3)については平成14年6月1日

3については平成13年10月1日

## 第3 問い合わせ先

環境局総務部企画調整課企画調整係

直通電話 03(5388)3426

都庁内線 42-151